

議案第49号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年5月19日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、石岡市国民健康保険税条例の一部を改正したため。

改 正 要 綱

- 1 基礎課税額に係る課税限度額を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「14万円」から「16万円」に引き上げることとしたこと。
- 2 国民健康保険税の減額の基準について、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を「24万5,000円」から「26万円」に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を「45万円」から「47万円」にそれぞれ引き上げることとしたこと。

石岡市告示第156号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成27年3月31日

石岡市長 今 泉 文 彦

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(平成27年3月31日石岡市条例第24号)

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の石岡市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。